

非常勤職員における 理由なき給与水準引き下げに反対します。

学部教授会などでもすでに報告されていることですが、2月1日の人事委員会で「非常勤職員の給与見直しについて（案）」が審議・了承されています。今度の4月1日以降に採用となる非常勤職員（事務補佐員）の給与を、時給879円に固定するというものです。現在は、最初が時給782円で、1年たつと時給808円、2年たつと時給833円、3年たつと時給864円、4年たつと時給898円、5年たつと時給932円、6年たつと時給993円、7年たつと時給1031円、8年たつと時給1071円で、ここで昇給がストップします。それを一律時給879円にするというのが今回の（案）です。7年間勤めて退職するならば、一律時給879円のほうが、7年間でもらえる給与の総額は多いこととなりますが、それ年以上勤めると総額ではマイナスとなります。多くの非常勤職員のかたが8年以上勤めているという高知大学の現状を見ると、これは給与水準の引き下げと断言していいこととなります。

もちろん大学もそのことはわかっています。では、大学はなぜそうした給与水準引き下げをなぜおこなうのでしょうか。ところが、人事委員会に出された書類には、それについてただ「**人件費抑制の観点から**」としかありません。その他には一言もありません。なぜ人件費を抑制しなければならないのか、人件費が抑制されるのがなぜ非常勤職員なのか、といったことは何も説明されていません。つまり、理由らしい理由が何も語られていないということです。理由らしい理由なしに私たちの給与水準が引き下げられる、ということがあっていいのでしょうか。高知大学は、人件費を減らすことに理由がいない大学なのでしょうか。

しかし、問題はそれだけではありません。なぜ一律879円なのかというと、（案）では、高知県庁と高知市役所における相当職の給与を平均すると879円になるから、とあります。高知大学は国立大学です。その職員の給与を決めるさいに、なぜ高知県庁や高知市役所の給与が参照されなければならないのか、についても、やはり説明はありません。他の国立大学と比較するのならば、まだしもわからないでもありません。



実は、(案)にはなぜか補足資料として、香川大学、徳島大学、愛媛大学における事務補佐員の時間給のデータが添えられています。香川大学では一律940円、徳島大学では1年間が972円、2年未満が962円、2年以上が1025円、愛媛大学では1年目が900円、更新時に改定され上限1210円です。つまり、今でも高知大学の非常勤職員の時間給は四国の国立大学のなかで最低水準のものであるわけなのです。今回の(案)はそれをさらに**だん**と**つ最低**のものにしようとするものなのです。

あえて組合の立場から言わせていただければ、非常勤職員の時間給を四国の国立大学のなかで**だん**と**つ最低**のものとするための(理由にならない)理由として、高知県庁や高知市役所の給与がもちだされているという感じです。

というわけで、(案)にある非常勤職員給与水準が引き下げは、そもそもなぜ引き下げがなされなければならないのかが不明、さらに、なぜその引き下げ幅であるのかも不明という、(ふたたび組合的な言い方をさせていただくと)二重に**不当な**引き下げであることとなります。

しかも、非常勤職員は給与水準がもっとも低い職員です。その非常勤職員の給与を引き下げるとは、高知大学における給与格差をさらに拡大し、非常勤職員の立場をさらに低いものにするようになります。これでは、ちからをあわせてがんばろう、ということがますます難しい職場にならないでしょうか。このことを大学執行部はどのように考えているのでしょうか。

私たちは、2月22日、非常勤職員における理由なき給与水準引き下げに反対する、以下の申し入れを大学におこないました。

2013年2月1日の第57回人事委員会で審議された「非常勤職員の給与見直し」を実施しないこと求めます。

その理由は、①非常勤職員(事務補佐員)の給与見直しがなされなければならない理由が、ただ「人件費抑制の観点から」としかなく、理由として不適切に不十分であること、②新たな給与額を定めるにあたって、国立大学法人であるにもかかわらず、他の国立大学法人を参照するのではなく、高知県庁や高知市役所の時間給が参照されていることがまったく不合理であること、です。

